

神奈川県観光客受入環境整備費補助金募集 Q & A（令和3年度）

【補助金交付要綱・募集要項】

質問1

- Q 交付申請したら、必ず補助金の交付決定を受けられるのか？
A 審査により、採択しない（不交付決定とする）場合があります。

質問2

- Q 補助事業者は、どのように決定されるのか？
A 交付申請書の受付順に、補助対象者の資格要件や整備内容等を審査し、予算の範囲内で決定します。

質問3

- Q 大企業の事業者は、申請できるか？
A 申請できます。

質問4

- Q 「外国人観光客の観光資源周遊に資する受入環境整備事業」について、神奈川県観光魅力創造協議会がとりまとめた観光資源に、令和3年度中にエントリーした場合、今回の募集要項の観光資源一覧に載るか？
A 今回の募集要項の観光資源一覧には掲載されません。

質問5

- Q 令和2年度に「外国人観光客の観光資源周遊に資する受入環境整備事業」の補助金の交付を受けたが、令和3年度も「外国人観光客の観光資源周遊に資する受入環境整備事業」に交付申請できるか？
A この補助制度を多くの民間事業者に活用していただくため、令和2年度の交付額と令和3年度の申請額を合算して要綱別表3に記載の補助上限額の範囲を原則とし、交付申請できます。

質問6

- Q 令和2年度に「外国人観光客の観光資源周遊に資する受入環境整備事業」の補助金の交付を受けたが、令和3年度に「国内外観光客の安全・安心に資する受入環境整備事業」に交付申請できるか？
A 交付申請できます。

質問7

- Q 「国内外観光客の安全・安心に資する受入環境整備事業」と「外国人観光客の観光資源周遊に資する受入環境整備事業」の両方に交付申請できるか？
A 交付申請できます。

質問8

- Q これから交付申請をしようと思うが、すでに発注した工事等は対象になるか？

A 既に契約や発注、着工、完成している工事・委託は補助金の対象となりません。工事の契約や発注は、当補助金の交付決定後に行ってください。

質問9

Q 工事や委託業務を神奈川県外の業者に発注することは、差し支えないか？

A 当補助金の資格要件等になっていないため、県外の業者に発注することは可能ですが、県内経済の活性化を促進する観点からも、可能な限り県内の業者に発注してください。

質問10

Q 市町村立施設の指定管理者だが、市町村立施設に関する整備の場合、補助金を受けられるか？

A この補助金は市町村を対象にしていません。

指定管理業務は市町村の業務であり、指定管理業務の範囲である整備については、補助金の交付はできません。ただし、自主事業として整備し、指定管理業務と区分して経理できる場合はご相談ください。

【交付申請】

質問11

Q 補助金交付申請書などの様式はどこにあるのか？

A 神奈川県観光客受入環境整備費補助金交付要綱で定めています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/cnt/ukeirekannkyouseibihohojo2021.html>

からダウンロードできます。

なお、令和3年度募集要項は交付申請に必要な事項を記載しているので、申請される方は、この交付要綱及び補助金の交付等に関する規則を確認の上、交付申請書を提出してください。

質問12

Q 神奈川県内に本店や支店がないが交付申請できるか？

A 交付申請できます。

質問13

Q 交付申請書等への押印は必要か？

A 交付申請書を含め、すべての提出書類について、押印は不要です。

質問14

Q 補助金の申請者と補助対象事業の工事等の契約者が違うが問題はないか？

(例) 申請者：代表取締役／契約者：支店長

A 補助事業者は、申請や交付に係る手続き及び、交付後に補助対象資産等の管理を行う必要があることから、当補助金に関する申請者と工事等の契約者の書類は同一の者である必要があります。

【感染症対策整備事業】

質問15

Q 混雑状況の「見える化」システムの整備について、二酸化炭素濃度を測定する機器の購入費用は補助の対象になるか？

A 混雑状況を測定するだけでなく、施設内のデジタルサイネージの画面や客室テレビに表示したり、観光客のスマートフォンに向けて発信するなど、観光客が混雑状況を確認できるシステムの整備であることが必要です。したがって、二酸化炭素濃度を測定する機器の購入のみでは、補助の対象とはなりません。ただし、二酸化炭素濃度によって混雑状況を測定し、それを観光客に可視化するシステムの整備であれば、補助の対象となります。

【災害時対応整備事業】

質問16

Q 「災害」とは、どの程度のものをいうか？

A 地震、豪雨、暴風等に起因する公共交通機関の大きな乱れ等により影響を受け、又は影響を受けるおそれが生じた場合であって、観光客への継続的な情報提供の必要性が高まる場合をいいます。

質問17

Q スマートフォン等携帯電話の充電スポットの整備について、太陽光発電による電源装置は補助の対象となるか？

A 災害の発生時に安定した電力供給ができる環境を整える必要があることから、電源供給が不安定な太陽光発電による電源装置は補助の対象外です。

質問18

Q 宿泊施設における公衆無線LANの整備について、ロビーに加えて、客室への公衆無線LANの整備も補助の対象となるか？

A 災害時対応として、通信速度が高速である、通信規格が「IEEE802.11ax」の無線LANを整備し、かつ、ロビーと一体となって整備するのであれば、補助の対象となります。

質問19

Q 既に通信規格が「IEEE802.11ax」以外の無線LANを整備済みであるが、これを通信規格が「IEEE802.11ax」のものに替える場合も補助の対象となるか？

A 対象となります。

【外国語表記整備事業】

質問20

Q 神奈川県観光魅力創造協議会がとりまとめた観光資源一覧に載っていない観光資源（施設）を紹介・説明する外国語のウェブサイト、パンフレットや施設内の案内板は、補助の対象になるか？

A 観光資源の周遊につながらないので、補助の対象外です。

質問21

Q 外国語表記整備事業にデジタルサイネージの整備は含まれるのか？

A 含みます。

ただし、観光資源に関する情報、これら観光資源へのアクセスに関する情報、その他観光に関する情報などを専ら表示するものとし、観光に関わりのない商業目的の広告を表示するものは補助の対象としません。

大規模災害時における外国人向け災害情報、警察、消防、救急など、緊急時に必要な情報

は表示を可とします。

質問 22

Q 既に英語表記の案内等があるが、これを、英語以外の複数の言語を含む案内等に改修する場合は対象となるか？

A 対象となります。

質問 23

Q 既に英語表記のパンフレットがあるが、同じ内容で増刷をする場合は対象となるか？

A 内容に変更のない増刷は、対象となりません。ただし、同一言語においてパンフレットの改訂を行う場合は、個別に判断しますので、ご相談ください。

質問 24

Q ホームページの多言語化の改修と同時に、多言語のSNSを開設するが、投稿する記事の翻訳費用も補助対象となるのか？

A 当補助金の目的は、観光客の受入環境の整備であることから、ホームページやSNS開設後の維持管理費用（ランニングコスト）は、対象となりません。

【トイレ整備事業】

質問 25

Q トイレ整備工事に併せて、トイレまでの案内板を設置するが、補助対象となるか？

A 外国語とピクトグラムが表記されている案内板であれば、補助対象となります。

【自動翻訳機整備事業】

質問 26

Q 自動翻訳機をリース契約により整備をするが、リース料や通信料は補助対象となるか？

また、翻訳アプリからダウンロードする経費は補助対象となるか？

A 補助対象となるのは翻訳機本体の購入代のみです。リース料や通信料などのランニングコストは補助対象とはなりません。また、翻訳アプリからダウンロードする経費も補助対象とはなりません。

質問 27

Q 商店街協同組合が自動翻訳機整備事業を申請する場合、その会員である小売店などの事業者からも申請ができるか？

A 重複した申請はできませんので、どちらか一方から申請していただくことになります。